

静岡労働局 発表  
令和5年11月30日

## 【照会先】

静岡労働局 労働基準部 監督課  
監督課長 松本 政浩  
主任監察監督官 内藤 匡樹  
電話 054(254)6352

## 賃金不払が疑われる事業場に対する監督指導結果（令和4年）を公表します

静岡労働局（局長 ささまさみつ 笹正光）では令和4年（令和4年1月から令和4年12月まで）に賃金不払が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導の結果を取りまとめましたので、公表します。

この公表は、これまで、支払額が1企業当たり100万円以上の割増賃金不払事案のみを集計してきましたが、今回から、それ以外の事案を含め賃金不払事案全体を集計することとし、これに伴い、集計内容を変更しています。変更点の詳細については、別紙3頁を参照ください。

## 【監督指導結果のポイント】

1 令和4年に県内の労働基準監督署で取り扱った賃金不払事案の件数、対象労働者数及び金額は以下のとおりです。

(1) 件数	484件
(2) 対象労働者数	3,669人
(3) 金額	2億2,534万円

2 労働基準監督署が取り扱った賃金不払事案（上記1）のうち、令和4年中に、労働基準監督署の指導により使用者が賃金を支払い、解決されたものの状況は以下のとおりです。

(1) 件数	468件	(96.7%)
(2) 対象労働者数	3,647人	(99.4%)
(3) 金額	2億1,210万円	(94.1%)

※ 不払賃金額の一部のみを支払ったものも含まれます。

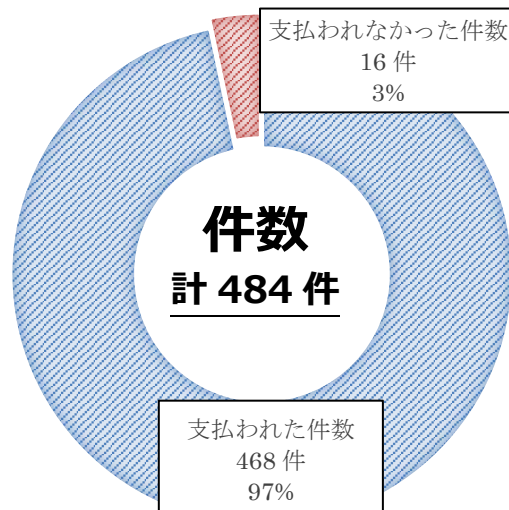
厚生労働省では、賃金不払が疑われる事業場に対して、迅速かつ的確に監督指導を実施するとともに、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど、重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応しています。

また、倒産、事業主の行方不明により解決が困難な事案については、「賃金の支払の確保等に関する法律」（昭和51年法律第34号）に基づく未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営に努めています。

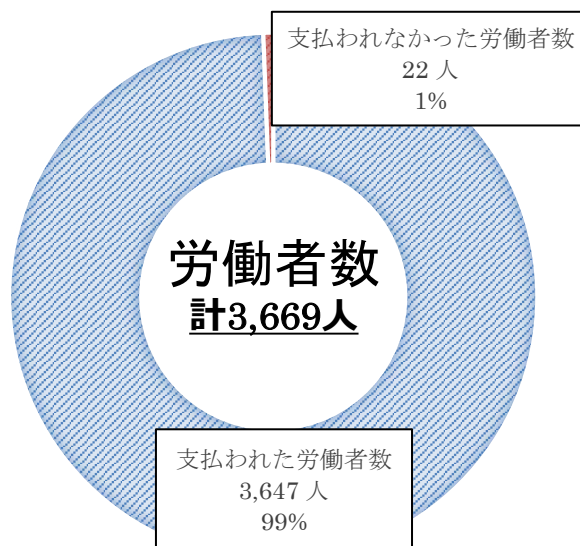
引き続き、賃金不払事案の解消に向けた取組を徹底してまいります。

# 1. 監督指導状況 (令和4年)

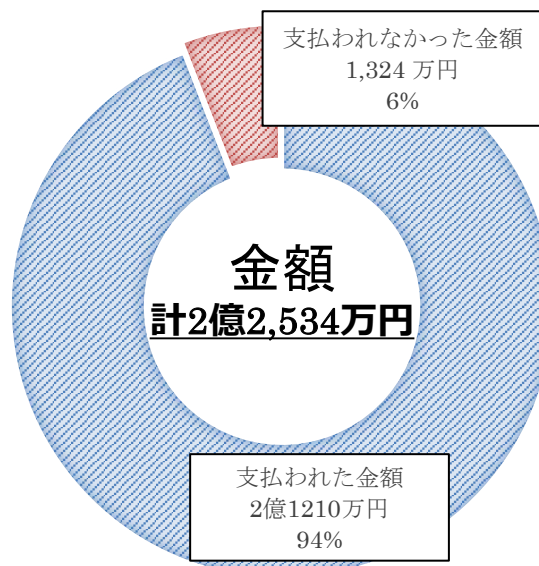
## ① 件数



## ② 対象労働者数



## ③ 金額

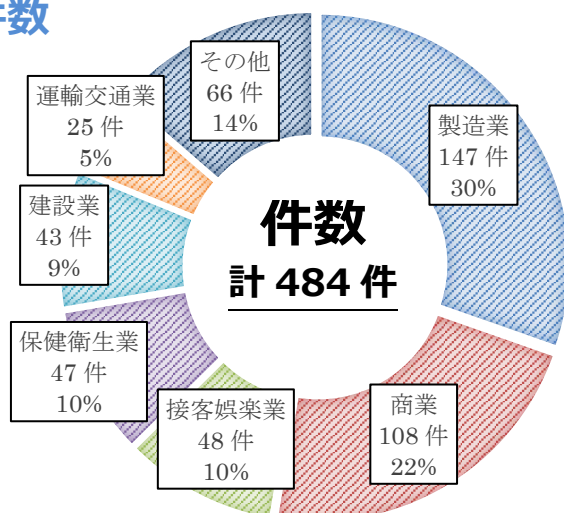


1 事案における  
最大支払金額

約 2,800 万円

## 2. 業種別の監督指導状況 (令和4年)

### ① 件数

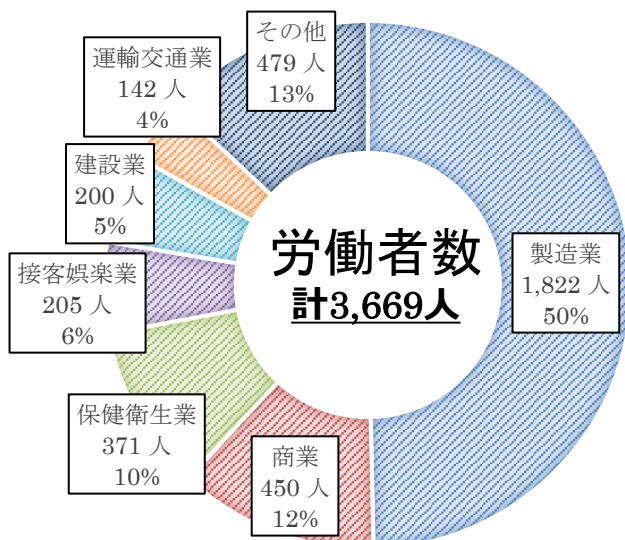


業種に関する解説は、別紙3頁の【参考2】参照

(※) その他の内訳

教育・研究業	11件	(2.3%)
清掃・と畜業	10件	(2.1%)
金融広告業	5件	(1.0%)
農林業	4件	(0.8%)
貨物取扱業	2件	(0.4%)
その他	34件	(7.0%)

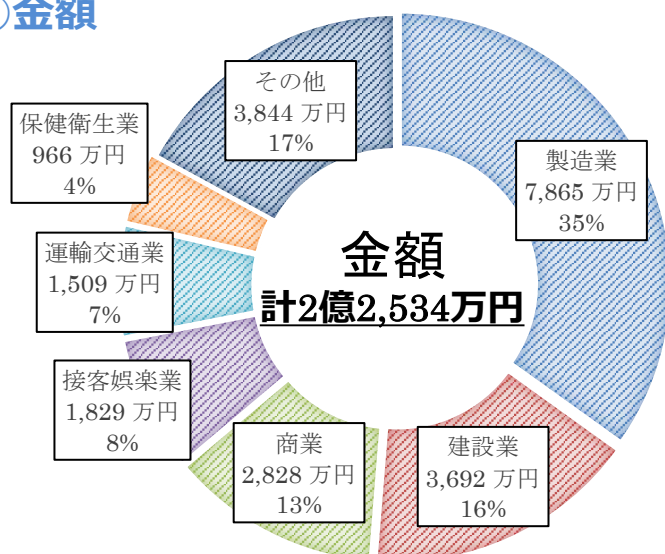
### ② 対象労働者数



(※) その他の内訳

教育・研究業	89人	(2.4%)
農林業	36人	(1.0%)
金融広告業	31人	(0.8%)
貨物取扱業	29人	(0.8%)
清掃・と畜業	29人	(0.8%)
その他	265人	(7.2%)

### ③ 金額



(※) その他の内訳

教育・研究業	810万円	(3.6%)
貨物取扱業	355万円	(1.6%)
清掃・と畜業	223万円	(1.0%)
金融広告業	136万円	(0.6%)
農林業	7万円	(0.0%)
その他	2,313万円	(10.3%)

※ グラフの数は、表示単位未満で四捨五入しているため、合計が合わない箇所があります。

## 【参考1】昨年度集計内容からの変更点

今回の集計内容と昨年度の集計内容では、以下の点が異なります。

	今回の集計内容	昨年度の集計内容
集計期間	年単位 (令和4年1月～令和4年12月)	年度単位 (令和3年4月～令和4年3月)
集計事業場の単位	事業場数	企業数
集計対象となる賃金	定期賃金(退職金を含む) 割増賃金、休業手当	割増賃金のみ
集計対象となる事案	1事案当たり1円以上 支払ったもの	1事案当たり100万円以上 支払ったもののみ

## 【参考2】業種に関する説明

製造業	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業(電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。)
商業	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
保健衛生業	病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
接客娯楽業	旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
建設業	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
運輸交通業	道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
教育・研究業	教育、研究又は調査の事業
農林業	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
金融広告業	金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
貨物取扱業	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
清掃・と畜業	焼却、清掃又はと畜場の事業
その他	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
	映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業
	郵便、信書便又は電気通信の事業
	鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
	派遣業、警備業、情報処理サービス業、その他

※ 適用単位は事業場である。そのため、企業の業種と一致しない場合がある。

## 【参考3】

全国の状況及び賃金不払残業の解消のための取組事例は、厚生労働省において令和5年7月27日に公表しています。

【厚生労働省のHP】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_34397.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34397.html)

